

平成30年9月11日

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟について

本日、埼玉県の未契約世帯6件について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、管轄する簡易裁判所に提起しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 平成30年8月23日、これ以上対応を重ねても契約していただくことが困難と判断した埼玉県の未契約世帯9件について、民事訴訟を提起せざるを得ない旨の予告通知を発送していましたが、このうち6件について、どうしても契約に応じていただけないため、最後の手段としてやむを得ず、民事訴訟の提起に至りました。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに北海道、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県で345件の民事訴訟の提起を行っています。このうち、177件については受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただいたことなどから、訴えを取り下げました。また、82件については契約の締結と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。82件については、いずれもNHKの請求を認める判決が確定しています。残る4件は、現在係争中です。